

ごみ収集が統一化されます

暫定的な家庭から出されるごみで、行つてきましたが、皆様のご協力をお願い致します。

ごみ収集は、合併後混亂を避けるため、段階的に統一いたしました。

ごみ収集業務の休みは、8月13日～8月15日まで（3日間）、12月31日～1月3日まで（4日間）です。

【平日における祝祭日のごみ収集・ごみ収集業務の休みについて】

平日における祝祭日のごみ収集	正月以外の平日における祝祭日は <u>休みとせず、ごみ収集を行います。</u>
ごみ収集業務の休み	毎週土曜日、日曜日
	8月13日～8月15日まで（3日間）
	12月31日～1月3日まで（4日間）

【分別ごみ毎の収集回数について】

開始時期：平成18年7月からの実施を予定しております。

開始する際は再度チラシ等で周知を行います。

収集内容	収集回数
可燃ごみ (燃料ごみ)	可燃物 週 2回
ビン・カン類	資源化物 月 1回
ペットボトル	資源化物 月 1回
新聞・チラシ	資源化物 月 1回
雑誌	資源化物 月 1回
ダンボール	資源化物 月 1回
布類	資源化物 月 1回
小金属・ガラス	不燃物 年間4回 (4、7、10、12月)



- ごみの排出量等を基に検討し、上の表の収集回数で行うこととしました。
- 今までどおり、3ヶ月毎にごみ分別収集カレンダーは配布致します。
- ごみ収集回数の変更に伴い収集日の変更が生じる地区につきましては変更前に配布する周知用チラシ及びごみ分別収集カレンダーで確認をしながらごみ出しをして下さい。

*ご不明な点がございましたら、保健課環境衛生係(22-3167)までお問合せ下さい。

国民健康保険加入者の皆様へ

保険証に関するQ&A



A : 4月から会社に就職して、社会保険になります。	Q : つたのですが、何か手続きが必要ですか？	A : 健康保険税を支払つたり、届出が必要です。	Q : 在園証明書（現在、入所していることの確認ができる書類）	A : 施設入所等の場合には遠隔地保険証といつて家族の保険証とは別に、保険証の交付が受けられます。	Q : 申請に必要なもの	A : 学生さんであれば、学生特例保険証とつて家族の保険証とは別に、保険証の交付が受けられます。	Q : 4月から子どもが福岡の大学に行くのですが、むこうの病院で使う保険証は：
もうちます。	印鑑（認め可）	保険証（認め可）	印鑑（認め可）	在園証明書（現在、入所していることの確認ができる書類）	申請に必要なもの	印鑑（認め可）	Q : 4月から子どもが福岡の大学に行くのですが、むこうの病院で使う保険証は：

4月から健康保険法等の規定に基づいて

入院時の食事についての負担方法が変わりました

入院時の食事の負担が、
1日単位から、1食単位に
変更されました。

	変更前 1日につき	変更後 1食につき
①一般の方	780円	260円
②市町村民非課税の世帯に属する方(③以外の方) 〔過去1年間の入院日数が90日を越えている場合〕	650円 (500円)	210円 (160円)
③ ②のうち、所得が一定に満たない70歳以上の方等	300円	100円

*上記の②及び③に該当する方は、加入している医療保険の保険者(老人保健は居住地の市町村)の発行する減額認定証を、被保険者証明証等に添えて医療機関の窓口に提出することにより、減額が受けられます。

*詳しくは、加入している医療保険の保険者(老人医療は居住地の市町村)までお問い合わせください。

*医療機関で提供される食事の内容が変わるものではなく、食事の負担額について、食数に関わらず1日単位で計算していたものを1食単位の計算に変更するものです。

問合せ先

阿蘇市役所 保健課 国保・老人医療係
0967-22-3167 内線(1154・1153)

- ※申請は必ず2週間以内にお願いします。
- 【申請に必要なもの】
 - ・新規社会保険証や組合保険証等
 - ・家族の国民健康保険証
 - ・印鑑(認め可)

油流出事故を防止しましょう！

農業ビニールハウス暖房用、事業所および家庭等から油が漏れて河川等に流れ出ると、河川等の環境を汚染して、魚や貝等の生態系に重大な被害を与えててしまいます。また、流出した油の回収処理等に多額の費用を要します。原則的に、これらの費用は原因者が負担することになります。さらに、漁業等へ被害が発生した場合は、損害賠償が発生することになります。白川・緑川水系で、平成16年度に20件の水質事故が発生しています。原因としては農業ビニールハウス暖房用の重油漏れ事故が最も多く、中でも地震時にタンクが倒れるなどした例もありますので、ボイラーやタンク等の配管部分の点検や老朽化対策を怠りなくお願いします。

今一度、油関連施設の取り扱いには、細心の注意をお願いします。



- 【申請に必要なもの】
 - ・本人及び家族の証明ができるもの(免許証や住民カード等)
 - ・印鑑(認め可)
- Q: 保険証を紛失したのですが、どうしたらよいのですか？
- A: 保険証を紛失した場合には再交付ができます。また、悪用される恐れがありますので、警察への紛失届けも必ずしてください。

★ 油流出事故(河川等での油膜)を発見した場合の連絡先
阿蘇市役所保健課
TEL 322-001267

詳しいお問合せ先
保健課国民健康保険係
TEL 223-3167